

安全普及啓発活動等 助成事業のご案内

「安全普及啓発活動等助成事業」とは

沖縄県PTA連合会が実施している、単位／市町村／地区PTA等が行う『安全普及啓発活動等』に**助成金を交付**する事業です。

『安全普及啓発活動等』... PTA等共済法第10条2項に基づいて行われる「青少年の安全に関する普及啓発活動その他 青少年の健康保持増進に資する事業」

助成額

単位PTA	5万円
市町村PTA	
地区PTA	10万円

【注意】

- ①助成金額は決算額(上限額内)であり、一団体が複数事業を実施される場合もこの金額です。
- ②複数の団体が対象事業を実施する場合は、複数団体分の助成を行う。ただし、助成金の合計額は100,000円を上限とする。

申請期間 ▶ 令和7年度より、申請期間が変わりました。

4月10日～7月31日 (当日消印有効)

交付条件

1. 沖縄県PTA連合会 安全委員会と共済契約をしているPTA等組織であること
2. 申請する年度の共済加入手続きを完了していること

対象活動

PTA主催、またはPTAが学校や地域と共催する活動であり、園児・児童生徒等の健全育成につながる事業が対象となります。

※申請事業が学校の授業の一環として開催予定の場合、その事業にPTAがどのように関わるかが分かる資料の提出をお願いします。

【活動事例】

交通安全 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車マナー ・安全マップ作成 ・標識看板等作成 ・交通安全旗の作成 	防犯教育 <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講演会 ・ネット依存トラブル ・スマホの使い方 	生命の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・性被害 ・ストーカー被害 ・薬物被害 	健康保持促進 <ul style="list-style-type: none"> ・けが予防ストレッチ講習会(体力づくり) ・食育講演会 ・健康講演会
人権教育 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、暴力問題 ・LGBTQについて ・性被害 ・ストーカー被害 	災害・安全 <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全教室 ・防災マップ作成 ・AED講習等 ・着衣泳教室 ・救急法講演会 		

申請時の注意事項

- 対象外事業
 - ・親のみの学びや親睦スポーツ大会
 - ・学校敷地内の草刈り、枝打ち等の美化作業(学校施設内の環境整備については公費負担であるため)
(「市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費」地方財政法施行第52条第2項)
- 対象外科目
 - ・会合飲食、参加者全員への景品(参加賞)等

申請方法

以下3点の書類を作成・郵送でご提出ください。同封の様式または沖縄県PTA連合会HPの<安全会制度>より様式（Word・Excel）をダウンロードご利用ください。記入漏れや提出書類が不十分の場合、申請書の受理はできませんのでご注意ください。

- ① 事業助成申請書（様式1）----- P T A 会長印を押印してください
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 収支予算書（様式3）

助成決定の連絡

8月上旬開催の運営委員会にて、助成団体を決定し「助成決定通知書」を郵送いたします。

事業終了後の提出物

事業終了後、1ヶ月以内に下記4点の書類を作成・郵送でご提出ください。

- ① 事業報告書（様式4）
- ② 収支決算書（様式5）----- 領収書の原本を裏面または別紙に貼り付けてご提出ください
- ③ 写真添付書（様式6）
- ④ 請求書（様式7）

最終締切日：3月15日（必着）

助成金振込

上記4点の書類を確認・決裁後、1ヶ月以内に指定の口座へ振り込みます。（※個人名義の口座不可）

各種書類の提出先／問合せ先

▶ [一般社団法人沖縄県PTA連合会安全委員会](#) 事務局 宛

900-0002 那覇市曙2-26-27

✉ oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

☎ 098-867-8645（土日祝除：9:00-17:00）



各種様式は安全会制度のページからダウンロードが可能です。

開催中に負傷・事故等が発生した場合、安全会制度の共済金給付の対象となる可能性もあります。詳細は[沖縄県PTA連合会HP](#)よりご確認ください。

よくあるご質問

Q. 上限額内で幾つかの事業をしたい場合はどのように申請したらよいか。

A. それぞれの事業で申請書および報告書等を作成してください。申請金額の配分は任意です。

Q. 他の単Pと合同でイベントを開催する場合、どのように申請したらよいか。

A. それぞれの単Pで申請してください。その際、どの団体と合同開催をするか必ず記載してください。運営委員会で審査し、問題がなければ、それぞれの団体に助成金を交付いたしますが、上限は10万円です。※表面「助成額」をご覧ください。

Q. 申請がおりない場合もあるか。

A. 事業趣旨にそわない活動申請の場合は交付ができません。
また、申請数が事業予算額を超える場合、申請回数の少ない団体を優先的に採用する場合があります。
※単Pは概ね22団体目安

Q. 申請・交付決定後に、申請内容を変更することはできるか。

A. 原則できません。理由：助成金は、「団体」に対してではなく「事業内容」に対して交付される為。ただし、台風等の自然災害の影響や予定講師のスケジュール変更等、やむを得ない事情がある場合は事務局へご連絡ください。運営委員会で検討後、ご連絡いたします。

Q. 申請額と決算額が異なる場合、請求額はどうすればよいか。

A. 上限額内での決算額を記載してください。
(例) 申請額 50,000円 決算額 35,000円 → 請求額 35,000円
申請額 40,000円 決算額 65,000円 → 請求額 50,000円

Q. 2つの事業を予定しているが、開催時期が異なる場合、報告書はそれぞれで出すべきか。

A. 2つ目の事業終了後にまとめて提出でもかまいませんが、最終締切の3月15日（必着）までにご提出をお願いいたします。